

Web21 パーフェクト口座照会サービスに関する利用規定(2024年6月改定)

株式会社三井住友銀行(以下、「当行」といいます)が提供する「三井住友銀行のWeb21」(以下、「Web21」といいます)の契約者(以下、「契約者」といいます)がパーフェクト口座照会サービス(後記1. に定義します)のサービス提供を受けるに際しては、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。

なお、本規定に定義のない用語の定義及び本規定に定めのない事項については、「Web21 利用規定」、「三井住友の入金照会サービス”パーフェクト”」(以下、「パーフェクト」といいます)にかかる「三井住友の入金照会サービス”パーフェクト”取扱規定」、及びこれらに付随する規定により取扱うものとします。

1. サービス内容

①パーフェクト口座照会サービス(以下、「本サービス」といいます)とは、契約者が、予め当行所定の方法により、特定の利用者 ID(以下、「特定利用者 ID」といいます)につき、契約者が当行と別途契約するパーフェクトにおける一つ又は複数の特定の被振込専用口座(以下、「特定被振込専用口座」といいます)を指定することにより、特定利用者 ID にて Web21 の取引口座照会サービス(以下、「取引口座照会サービス」といいます)を利用する場合には、取引口座照会サービスご利用口座(以下、「サービス利用口座」といいます)のうち、特定被振込専用口座にかかる振込入金明細のみ照会可能とするサービスをいうものとします。

②本サービスの利用のためには、パーフェクトにおける入金指定口座が、取引口座照会サービスご利用口座として登録されている必要があります。

③本サービスを利用する場合、Web21 利用規定第4条(1)①の定めにかかわらず、特定利用者 ID にて取引口座照会サービスを利用する場合、残高照会等、特定被振込専用口座にかかる振込入金明細照会以外のサービス利用口座の口座情報は照会できません。この場合、取引口座照会サービスにて、振込入金明細照会以外の口座情報の照会を再度可能とするためには、契約者は、当行所定の方法により、特定利用者 ID にかかる特定被振込専用口座の指定を解除する手続きをとる必要があります。

④本サービスで利用可能な特定利用者 ID 数は、Web21 一契約につき、200 個までとします。

2. 本サービスの申込

本サービスの申込にあたっては、予め Web21 及びパーフェクトの申込を行なう必要がある他、本申込書による申し込みが必要です。

3. 手数料

本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料及び月額利用手数料、並びに各々にかかる消費税が別途必要となります。この場合、当行は契約料及び月額利用手数料、並びに各々にかかる消費税をWeb21利用規定1.(5)に従い、「EB手数料決済口座」から当行所定の日に自動的に引落します。

4. 解約

本サービスの解約等については、Web21利用規定7. が準用されるものとします。また、これにかかわらず、契約者と当行との間のWeb21に関する契約が解約等により終了した場合、または、契約者と当行との間のパーフェクトに関する契約が解約等により終了した場合は、本規定に関する契約も解約により終了するものとします。

5. 免責事項等

当行所定の方法により、本人確認を経た後に行った一切の取引について、当行は契約者本人による取引とみなし、端末、暗証番号等について、偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行の責めによる場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。

7. 規定の変更

(1)当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。契約者は、公表された内容に同意しない場合には、公表の際に定める、1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとします。当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更同意があったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

(2)本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

以上